

福岡県公報

平成17年8月24日
第2429号

目次

告示(第1601号-第1612号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3

公告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
------------	-----------	---

正誤

○目次(平成17年5月6日福岡県公報第2383号)中正誤	6
○再掲(平成17年5月6日福岡県公報第2383号)中正誤	6
○目次(平成17年7月1日福岡県公報第2407号)中正誤	6

告示

福岡県告示第1601号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字南里字土穴95-1、95-8から95-22まで及び97-13
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
株式会社富士開発九州支店 代表取締役 小尾 洸

福岡県告示第1602号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称
大野城市上大利南土地区画整理組合
- 事業施行期間
(変更前)
平成13年5月28日から平成18年3月31日まで
(変更後)
平成13年5月28日から平成18年9月30日まで
- 施行地区
大野城市大字上大利及び大字白木原の各一部
- 事務所の所在地
春日市平田台1丁目69番地
- 設立認可の年月日
平成13年5月17日

6 変更認可の年月日
平成17年8月11日

福岡県告示第1603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	福 岡 線	直 方 線	前	鞍手郡若宮町大字脇田467番7先から同郡同町大字脇田634番先まで	7.8 ～ 16.0	90.6
			後	同上	8.5 ～ 16.0	90.6

福岡県告示第1604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成17年8月8日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所

前原市土地改良区	農道整備事業 (高祖地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年8月24日から平成17年9月22日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (浦志・潤地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年8月24日から平成17年9月22日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (瀬戸地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年8月24日から平成17年9月22日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 (潤地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年8月24日から平成17年9月24日まで	前原市役所

福岡県告示第1605号

前原市土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
楠 原 宗太郎	前原市大字泊177番地の5

福岡県告示第1606号

稲吉土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
柳 禎 憲	小郡市下岩田792番地2

福岡県告示第1607号

朝倉郡山田堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
江藤 文雄	朝倉郡朝倉町大字多々連287番地1

福岡県告示第1608号

朝倉郡夜須町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
山内 秋夫	朝倉郡筑前町松延765番地

福岡県告示第1609号

筑後西部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
富安 明	筑後市大字井田697番地1

福岡県告示第1610号

苅田町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
森田 忠行	京都郡苅田町大字岡崎316番地1

福岡県告示第1611号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字別府字カジ553-1及び558-1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区奈良屋町2-1 博多蔵本太田ビル5F
株式会社二幸 代表取締役 岡山 重臣

福岡県告示第1612号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字十原1225番3、1226番3及び1226番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬902番地1

株式会社九州パール紙工 代表取締役 坂本 正光

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年 8 月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ニッケル水素電池 (SANYO HR-3UF-2BP) 3,400パック
専用充電器 (SANYO NC-MR57) 388台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成17年10月14日 (金) までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部地域課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成17年 4 月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成17年 9 月 5 日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
-------	-------	-------	-----

01	01	文 具	A A、A
01	02	事 務 機 器	A A、A
05	01	電 気 器 具	A A、A
05	02	電気通信機器	A A、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成11年 3 月30日10管達第82号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092-641-4141 内線2237
- 5 契約条項を示す場所
4 の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
 - (1) 期間等
平成17年 8 月24日 (水) から平成17年 9 月 5 日 (月) までの県の休日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
 - (2) 場所
4 の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成17年9月5日(月)午後5時15分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部総務部会計課入札室
- (2) 日時
平成17年9月6日(火)午前10時00分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 13 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (3) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・5・6	2383	目 次		1		○	13		(畜産課)	(畜山課)
							14		(畜産課)	(畜山課)
		再 掲		17		○		表中	疑似患畜	類似患畜
17・7・1	2407	目 次		1			8		(畜産課)	(畜山課)